

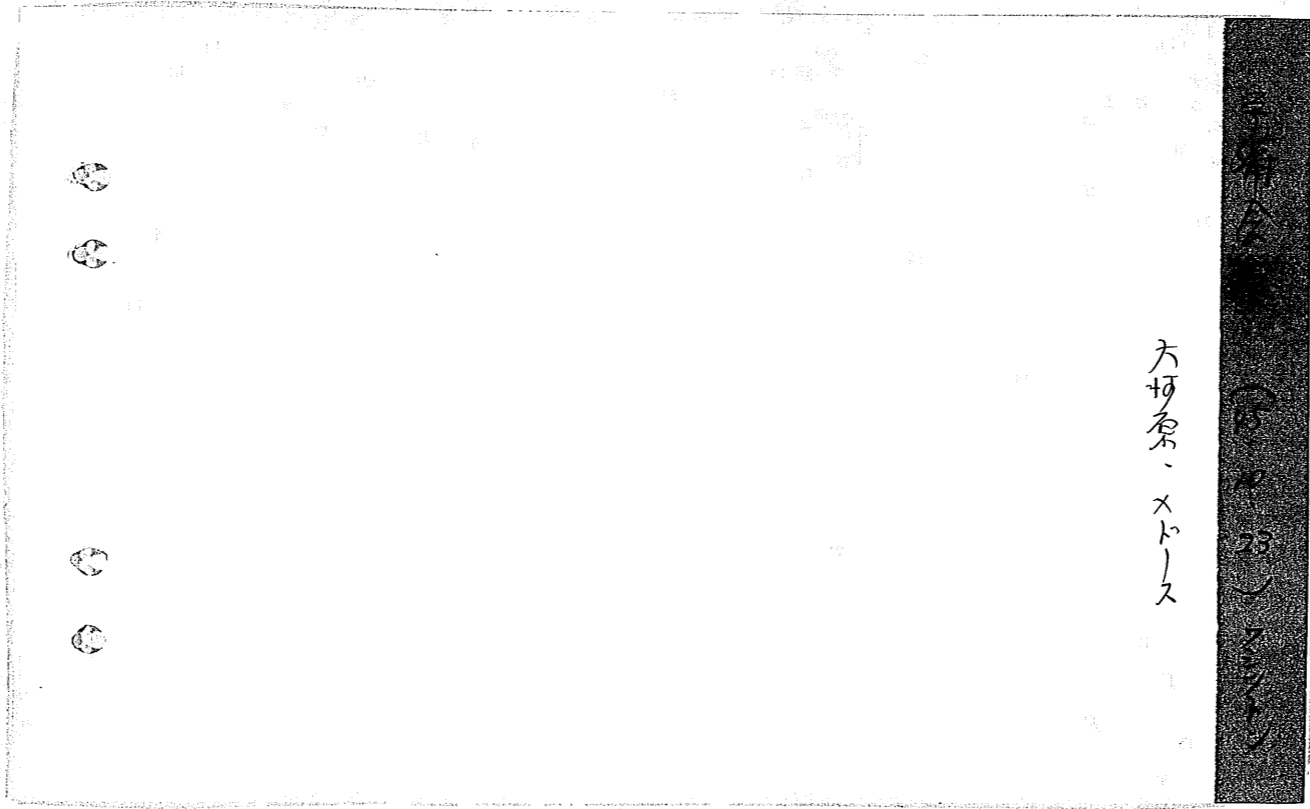
琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43483

三浦会談 (45.10.23) フォト

大垣至・メトース



大塚 奈々子

大塚 奈々子



ワカヒ 万大 博飯

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政事外務省
 事務次長 典房
 官憲審審長 長
 機総人電厚計
 機文會営給
 機質
 國資長 價移長
 参調析全
 参領旅移

総番号(TA) 52954
 70年 10月 23日 23時 00分 米 国 系 米北
 70年 10月 24日 12時 35分 本 省 着
 主管
 外務大臣殿 半場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(予備会議)

第3/72号 極秘

往電第3/22号に関し

23日の予備会議の様概ね次のとおり。(米側、メドウズ、スーナン、コードウエル、日本側、オオカワラ、キクナ、ナカダ出席)

1. 来る交渉の期間は、12月9日より1週間ないし10日程度という点で双方一致した。

2. 交渉の見通しにつき、「メ」は、今回の交渉のタイミングは決してよくない。米航空企業の採算は、金利、人件費の負担及びロード・ファクターが改善されないため今期前半において5千万ドルのあか字を出しており、一方日航は経営内容が非常によい。したがって今回の交渉でシカゴを譲ることは考えられない旨述べたのに対し、オオカワラ参事官より、NWAの経営が好調であることを指摘し、更に、シカゴはマーケットとして大きなPOTENTIALがあり、日本と中西部との貿易関係からみても、農産物、工業製品等の取引が増大しており、シカゴにとって日航の

参地中東
 北東西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東

近ア長 参書近ア
 次総経国万
 参質統 國
 参政技二 國一理
 参条協規
 参政経科
 参社専
 参遣内外
 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

乗入れが、当然かん迎され、かつ、JUSTIFYされるものと考え、と述べた。

3. 「メ」は、乗入れをJUSTIFYするには、一つはシカゴが公益(PUBLIC INTERESTS)の観点から十分な航空業務を提供されないという立論が必要だが、この場合すでにNWAという大会社が乗入れており、輸送力の面でも全く問題ない。もう一つの根拠は、日米間のBALANCEの見地からJUSTIFYされる必要がある。日米間には大圏コースの如く十分EXPLOITされていない路線もある。と述べたのに対し、当方より公益上の観点からもNWAの独占のためそつ直にいつてNWはサービスの上で不評であり、また例えば貨物運賃についてはニューヨーク等と比較してシカゴは不利な立場におかれている事実があり、日本側の立場はBALANCE論のみならず、公益上の見地よりもJUSTIFYされるものであると応じゆうした。

4. オキナワ関係の航空問題については、「メ」は、現在米国内企業の対象は主として軍関係を中心とする米国内関係貨客であるが、これが将来どうなるかの推定は現時点においては極めて困難であり、したがって、これを直ちにパイラテラルの航空協定のわく内で航空全般の問題にからめて討議することはUNFAIRかつ、IMPOSSIBLE

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

と思う。米側の考え方はオキナワの航空問題はオキナワ返かんというコンテックストにおいて考えられるべきであり。パイの航空協定という法律問題として今から論ずることはできないとの立場である。したがって、この問題は長期的には航空全般の見地から理論的な解決をするべきではあるが、短期的には、オキナワ返かんの一かんとしていずれの国の利益も害さないような実質的なBALANCEを考へるべきでこの観点からは当面現状維持が最も現実的な処理方法である。と述べた。これに対しオオカワラ参事官は、オキナワ返かんの合意にともない、すでに日本人旅客の割合が増大しており、米関係者が多数を占めるとはいいい難いというべく、またオキナワ問題は、返かん交渉の一面を持つと共に航空関係の問題としての面をもつことは否みえず、この両面より同時にAPPROACHすべきものであり、来る交渉にも持ち出す意向である。と述べた。

5. 「メ」は、更にオキナワの航空関係について議論するとすれば、暫定的にCABOTAGEが認められる期間の問題があるがと述べたのに対し、オオカワラ参事官は、CABOTAGEの承認は原則の問題として、また他国との関係もあり問題にならない。また、多くの米国関係貨客は東京通過となるだろうから、CABOTAGEを認められなくとも米側の利益はさほど減少しないのではないかと述べた。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

べた。

6. 「メ」は、暫定措置として、先ず現状維持。(CABOTAGE含め)、更に軍関係のみの特権承認、完全な正常化の三段階を約10年ぐらいかけて移行したいと考えている。と述べたのに対し、オオカワラ参事官は、法的には、オキナワ返かんと同時に米側の権利が消滅するという前提でその後の処置について米側が航空問題の一かんとして日本側と協議すべきものであると反論した。これに対し、「メ」はオキナワ返かんそのものが米国議会の承認を得るためには、米国の権益にADVERSE EFFECTのないことが条件であり。(注：当方よりかかることは日米間において合意されたことはない)と述べた)もし、既得権益が直ちに侵害されるということがあれば米側航空関係者の対議会働きかけて返かん自体が議会で問題となるであろう。これは日本のためにもとらざるところである。オキナワに関する航空関係がオキナワ返かんと共に変更されても日航に不当な影響を与えているわけではないのに対し、米側企業は失うところが大きいので、これと今からオキナワ返かんをひっかけて論ずるべき性質のものではないと思う。しかしながら、来る交渉(米側)においてこの点に関するDIALOGUEを始めてもよいと思うと述べた。

シカゴに転電した。

秘密表示(朱印)
極 秘
 無 期 限
 部 の 内 号

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	2	2	1
付 属			
付 属 校 査 渡 り	308	10/28	(14800)

発 送 日 昭 和 4 5 年 1 0 月 2 8 日
 処 理 日
 発 信 日 タイ プ 校 査

文 書 課 長 (朱印) 公 信 案 (分 類)

公 信 番 号 米比 / 第 86 号 公 信 日 付 昭 和 4 5 年 1 0 月 2 8 日

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 (2名) 北米才一課長 多田 隆彦 佐藤 隆彦	起 案 昭 和 4 5 年 1 0 月 2 6 日 加藤 幸彦 氏 起 案 者 DP 電 話 番 号 447
協 議 先	条 約 課 長 国際協定課長 国際経済課長 調査官	
受 信 者 沖縄復帰準備委 高瀬 大使	発 信 者 外 務 大 臣	
写 送 付 先 在 米 牛 場 大 使 (付 回 信)	(希 望 発 送 日)	月 日
件 名 沖縄における米航空権益について		

GA-2 28 6 外務省 回覧番号 2492

米比1786号
 昭和45年10月28日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)

沖縄における米航空権益について

引用公・電信
 日付・番号

10月1日付米比1台米3914号

佐々 総理訪米に随行したアメリカ大使参事官

は、10月23日ワシントンにおいて、国際航空協会航空部長

と日米航空交渉に際して予備的会談を行なった。

その際、本件に際して証合が行われた。(別添

米米航空交渉に際して)の。貴使参考までに

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書照記入)

GA-2-1

外 務 省

同会談の模様 別紙の送付等。

本信の送付先： * (別紙参照)

無期限

9月25日宛

条約課長

中野調査官
(佐々)

アメリカ局長
参事官

国際協定課長

北米第一課

多田事務官
佐藤事務官
北原事務官

予備会談

日米航空交渉に関する大河原参事代理
の報告会の開催

45. 10. 30

アメリカ副北米第一課(田中)

標記報告会を下記要領により開催致すので
出席下さい。

記

- 日時: 10月31日(土) 午後10時~11時頃
- 場所: アメリカ参事官室(参事官が可能な場合は
同参事官室を使用する。)
- 出席者は: 本首(上層各局長課長又は担当者)
運輸省航空局 寺井参事官、松本国際課長

GA-5

外務省

2

大倉副課長補佐(伊東参事)

日航

木村企画室長(伊東代理)ほか

2名程度

GA-6

外務省

ソカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘
85

電信写

大蔵省外務官
務次 典房
巨官官審審長長
候継人常厚計
備書文会管給
園
長
領
移
長

総番号(TA) 5-6111 主管
70年10月30日 12時55分 米 国 発着
70年10月31日 08時09分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 中場大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(連絡)

第3219号 略 至急

大カワラ参事官へ ヨシノより

30日、メドウスに対し、12月9日より開始される予定の日米航空協定交渉を12月14日より開始するように取りはかれぬかと照会したところ、メドウスは自分に関する限りそれで差支えないが、なお、部内でははかつた上、正式に回答したい旨答えた。とりあえず。

(了)

ア 参地中東
北 東 西
参北北保
中南
参一
参西東洋
西 東

近ア長経 参書近ア
次総経国万
長経協長参 参實統 國
参政技二 國一理
参案協規
参政参科
長参長文長 参社専
参道内外
一二

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) **秘** 符号表示 暗 **暗** 平 総第 号

第 2050 号 昭和45年10月27日 16時20分発

大至急・**至急**・普通・LTF 発電係

主管 大 閣 政務次官 事務次官 外務次官 外務審議官 官房長

アメリカ局長 参事官 北米才一課長

主管局課長 (室) 名 米北 1 起案 昭和45年10月30日 起案者 多田 電話番号 444

国際先 官房総務参事官 官房書記官 国際協定課長 国際経済課長 中野朝至

在米午場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 大臣 発

電報 在シカゴ 影井 大使 臨時代理大使 総領事 代理 大臣 発

件名 日米航空交渉 (開始期日)

青電米3122号に關し

1. 本件航空交渉のわが方代表にはアメリカ局参事官を予定しおさへ3、臨時国会が11月24日より開かれ、会期約3週間とあり、是通してあり、アメリカ局長後任未定とあり

運輸省航空局長と協議済み (10/30)

右国会においては同参事官が同局関係事務につき本大臣を補佐する事情にある。

よって、12月9日に予定しおさる本件交渉開始期日と、米側はとて特別の交渉を限り、^{5~6}~~4~5~~日延期を希望するに、この旨米側に申し入れられ、結果至急回電ありあり。

シカゴに転電した。

昭和四二七一改正

GB-1

GB-3

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

87

電信写

大政事務外務省

事務次長 典房
 参事官 参事官 参事官
 参事官 参事官 参事官
 参事官 参事官 参事官
 参事官 参事官 参事官

参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官

参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官

参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官
 参事官 参事官

総番号(TA) 54438
 70年 11月 2日 17時 20分 米 国 猪 着
 70年 11月 3日 07時 46分 本 省 米 北 /
 外務大臣 殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(連絡)

第323/号 略 至急

往電第3219号に関し。

大カワラ参事官へ ヨシノより

2日、メドウスより部内とはかつた結果/2月/4日より交渉を開始すること差支えないが、クリスマス前にはこれを終結させることを条件としてほしい旨申し越し。先方としてはこれにて交渉日取りの件は最終的に定まったものと了解している旨付言した。

(了)